

第5回 東京都における国際スポーツ大会のガバナンス強化に向けた 有識者会議 次第

日 時:2024年11月5日13時15分～
場 所:東京都庁第一本庁舎42階北側
特別会議室C

1 挨拶

2 報告

- (1)東京 2025 世界陸上競技選手権大会及び第 25 回夏季デフリンピック
競技大会東京 2025 の大会運営組織におけるガバナンスの取組状況
について
- (2) 東京 2025 世界陸上競技選手権大会及び第 25 回夏季デフリンピック
競技大会東京 2025 に関する取組状況について

3 意見交換

大会運営組織のガバナンス チェックリスト	東京2025世界陸上競技選手権大会・大会運営組織				第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025・大会運営組織			
	前回：対応状況	前回：対応内容	対応状況	対応内容	前回：対応状況	前回：対応内容	対応状況	対応内容
1.適切なガバナンスの確保		*国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン/第3の1						
① 大会運営組織における適切な役員等の選任と体制整備								
組織運営上の重要な意思決定や業務執行に係る権限を有する理事等が、組織全体の運営改善に不断に取り組むとともに、その権限を適切に行使できるように適切な体制整備を行うことが重要である。								
(ア) 外部専門家を含む、多様な委員で構成された役員等選考委員会設置	対応済 (一部対応予定)	○財団設立に当たっては、外部有識者を含む委員で構成する「2025年世界陸上競技選手権大会開催に係る大会運営組織 設立時役員等候補者選考委員会」を設置 ○今後、役員の追加が必要となった場合は、構成員に弁護士や公認会計士など有識者を配置する「財団役員等選考委員会」を設置	対応済	○財団設立に当たっては、外部有識者を含む委員で構成する「2025年世界陸上競技選手権大会開催に係る大会運営組織 設立時役員等候補者選考委員会」を設置 ○理事の退任意向を受けて新たに役員を選任するため、2024年4月20日の評議員会において、弁護士や公認会計士などで構成した「公益財団法人東京2025世界陸上財団役員等候補者選考委員会」を財団に設置	対応済	○ろうあ連盟デフリンピック運営委員会委員の選任にあたっては、外部有識者を含む委員で構成する「運営委員会運営委員選考委員会」を設置 ○委員の追加・変更に際しては、当該委員会を開催	対応済	○ろうあ連盟デフリンピック運営委員会委員の選任にあたっては、外部有識者を含む委員で構成する「運営委員会運営委員選考委員会」を設置 ○委員の追加・変更に際しては、当該委員会を開催
(イ) 外部理事・女性理事の目標割合、各役員の役割などを定めた、役員等の選任を行うための方針（役員等選任方針）の策定及び選任理由等に関する情報の公表	対応済	○役員等の選任に係る考え方や基本方針、役員等に求められる資質、男女双方の割合を40%以上、外部理事の割合を25%以上とすることなどを定める「設立時 役員等選任方針」を策定 ○役員等の選任理由等に関する情報を公表	対応済	○役員等の選任に係る考え方や基本方針、役員等に求められる資質、男女双方の割合を40%以上、外部理事の割合を25%以上とすることなどを定める「設立時 役員等選任方針」を策定・公表 ○2024年5月7日「公益財団法人東京2025世界陸上財団 役員等選任方針」を策定・公表 ○役員等の選任理由等に関する情報を公表	対応済 (一部対応予定)	○運営委員の選任に係る考え方や基本方針、委員に求められる資質などを定める「デフリンピック運営委員選考規程」を策定 【努力目標割合】 ①障害当事者委員の割合40%以上 ②女性委員の割合40%以上 ③外部委員の割合25%以上 ○委員の選任理由等に関する情報を公表予定	対応済	○運営委員の選任に係る考え方や基本方針、委員に求められる資質などを定める「デフリンピック運営委員選考規程」を策定 【努力目標割合】 ①障害当事者委員の割合40%以上 ②女性委員の割合40%以上 ③外部委員の割合25%以上 ○委員の選任理由等に関する情報を公表
(ウ) 各理事等が風通しの良い組織風土の形成やリスク管理などの基本的役割、職責、関係法令等を認識するような、行動規範の策定及び就任時の誓約書の提出並びに行動規範・誓約書の公表	対応済	○「設立時 役員等選任方針」において、役員等に共通して求められる資質として、コンプライアンス意識が高く、風通しの良い健全な組織風土の形成に理解等があることを規定し、候補者を選任 また、着任時及び年1回のコンプライアンス研修に加え、四半期ごとにコンプライアンスチェックシートを実施し、財団のコンプライアンス基本方針、役員等行動規範及び役員等の義務・責任等コンプライアンスの推進に関する共通認識を深化 ○役員等が、法令等の遵守はもとより公正で責任ある行動をとるよう「役員等行動規範」を策定し、公表 ○役員等行動規範をはじめ、法令並びに定款、当財団各種規程等を遵守し、公正かつ誠実に職務を全うすることの誓約書を策定し、公表 ○就任時に役員等から誓約書を徴取	対応済	○「設立時 役員等選任方針」及び「公益財団法人東京2025世界陸上財団 役員等選任方針」において、役員等に共通して求められる資質として、コンプライアンス意識が高く、風通しの良い健全な組織風土の形成に理解等があることを規定し、候補者を選任 また、着任時及び年1回のコンプライアンス研修に加え、四半期ごとにコンプライアンスチェックシートを実施し、財団のコンプライアンス基本方針、役員等行動規範及び役員等の義務・責任等コンプライアンスの推進に関する共通認識を深化 ○役員等が、法令等の遵守はもとより公正で責任ある行動をとるよう「役員等行動規範」を策定し、公表 ○役員等行動規範をはじめ、法令並びに定款、当財団各種規程等を遵守し、公正かつ誠実に職務を全うすることの誓約書を策定し、公表 ○就任時に役員等から誓約書を徴取	対応済 (一部対応予定)	○「デフリンピック運営委員選考規程」において、委員に共通して求められる資質として、コンプライアンスに関する知識等を有することを規定し、風通しの良い健全な組織風土の形成に理解等がある候補者を選任。 また、コンプライアンス推進にかかる基本方針、教育研修計画等を年内に策定し、コンプライアンスの推進に関する共通認識を深化 ○運営委員等が法令等の遵守はもとより公正で責任ある行動をとるよう「役員等行動規範」を策定し、公表予定 ○役員等行動規範をはじめ、法令並びに定款、各種規程等を遵守し、公正かつ誠実に職務を全うすることの誓約書を策定し、公表予定 ○運営委員等から誓約書を徴取予定	対応済	○「デフリンピック運営委員選考規程」において、委員に共通して求められる資質として、コンプライアンスに関する知識等を有することを規定し、風通しの良い健全な組織風土の形成に理解等がある候補者を選任 また、コンプライアンス推進にかかる基本方針、教育研修計画等を年内に策定し、コンプライアンスの推進に関する共通認識を深化 ○運営委員等が法令等の遵守はもとより公正で責任ある行動をとるよう「役員等行動規範」を策定し公表 ○役員等行動規範をはじめ、法令並びに定款、各種規程等を遵守し、公正かつ誠実に職務を全うすることの誓約書を策定し公表 ○運営委員等から誓約書を徴取
(エ) 機動的な業務執行の視点に立った理事会等の適正な規模を検討	対応済	○理事会は「設立時 役員等選任方針」に基づき、必要不可欠かつコンパクトで機能する規模により運営 【役員等規模】 理事10名、監事2名、評議員3名 *コンプライアンス担当理事、ガバナンス担当理事を設置 ①女性委員の割合47% ②外部委員の割合67%	対応済	○理事会は「設立時 役員等選任方針」及び「公益財団法人東京2025世界陸上財団 役員等選任方針」に基づき、必要不可欠かつコンパクトで機能する規模により運営 【役員等規模】 理事10名、監事2名、評議員3名 *コンプライアンス担当理事、ガバナンス担当理事、広報・PR担当理事を設置 ①女性委員の割合53% ②外部委員の割合67%	対応済	○運営委員会は「デフリンピック運営委員選考規程」に基づき、必要不可欠かつコンパクトで機能する規模により運営 【運営委員会委員規模】 委員8名 ①障害当事者委員37.5% ②女性委員の割合50% ③外部委員の割合75%	対応済	○運営委員会は「デフリンピック運営委員選考規程」に基づき、必要不可欠かつコンパクトで機能する規模により運営 【運営委員会委員規模】 委員8名 ①障害当事者委員37.5% ②女性委員の割合62.5% ③外部委員の割合75%

大会運営組織のガバナンス チェックリスト		東京2025世界陸上競技選手権大会・大会運営組織				第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025・大会運営組織			
		前回：対応状況	前回：対応内容	対応状況	対応内容	前回：対応状況	前回：対応内容	対応状況	対応内容
② 継続してコンプライアンスを確保するための仕組みの整備									
コンプライアンスの確保は、ガバナンスの基盤となるものである。コンプライアンスを確保していくためには、コンプライアンス委員会の設置等による体制整備に加え、組織に関わる役職員等が、コンプライアンスに係る知識を習得するとともに、風通しの良い組織風土の形成を通じてその実効性を高めるなどの意識啓発が重要である。									
(ア) コンプライアンス委員会を組織内に設置	対応済	○「コンプライアンス規程」を策定 ○毎年度、コンプライアンス推進計画を策定し、令和5年度はコンプライアンス委員会を2回以上開催予定	対応済	○「コンプライアンス規程」を策定 ○毎年度、コンプライアンス推進計画を策定し、令和5年度はコンプライアンス委員会を3回開催、令和6年度においても同委員会を2回以上開催予定	対応済	○「コンプライアンス規程」を策定 ○毎年度、コンプライアンス推進計画を策定し、令和5年度はコンプライアンス委員会を2回以上開催予定	対応済	○「コンプライアンス規程」を策定 ○毎年度、コンプライアンス推進計画を策定し、令和5年度はコンプライアンス委員会を3回開催、令和6年度においても同委員会を2回以上開催予定	
(イ) コンプライアンス委員会と監事等の間で相互に適切な情報共有が行える体制の構築	対応済	○コンプライアンス委員会の運営内容は会長に報告し、理事会に対して助言・提言を行う仕組みを構築 ○コンプライアンス委員会は、コンプライアンス強化のため、意見交換を実施するなど、監査室と密に連携し、情報共有等を実施	対応済	○コンプライアンス委員会の運営内容は会長に報告し、理事会に対して助言・提言を行う仕組みを構築 ○コンプライアンス委員会は、コンプライアンス強化のため、意見交換を実施するなど、監査室と密に連携し、情報共有等を実施	対応済	○コンプライアンス委員会の検討内容は理事会に報告するとともに、理事会に対して助言・提言を行う仕組みを構築 ○コンプライアンス委員会は、コンプライアンス強化のため、意見交換を実施するなど、監査室と密に連携し、情報共有等を実施	対応済	○コンプライアンス委員会の検討内容は理事会に報告するとともに、理事会に対して助言・提言を行う仕組みを構築 ○コンプライアンス委員会は、コンプライアンス強化のため、意見交換を実施するなど、監査室と密に連携し、情報共有等を実施	
(ウ) 就任時・採用時を含む役職員等への継続的なコンプライアンス教育や職場における意識啓発に向けた取組の実施	対応済	○コンプライアンス基本方針及び令和5年度コンプライアンス推進計画を策定 ○役職員等に対して、着任時及び年1回のコンプライアンス研修を実施 ○四半期ごとのチェックシートによるコンプライアンス遵守状況の確認を求め、理解促進及びコンプライアンス気運を醸成	対応済	○コンプライアンス基本方針に基づき、令和6年度コンプライアンス推進計画を策定 ○役職員等に対して、着任時及び年1回のコンプライアンス研修を実施 ○四半期ごとのチェックシートによるコンプライアンス遵守状況の確認を求め、理解促進及びコンプライアンス気運を醸成	対応済 (一部対応予定)	○事業団コンプライアンス基本方針等に基づき、令和5年度コンプライアンス推進計画を策定 ○役員に対しては年1回、職員に対しては年3回以上コンプライアンス研修を実施 ○チェックリストによりコンプライアンス遵守状況を確認するなど、理解促進及びコンプライアンスに係る気運を醸成	対応済	○事業団コンプライアンス基本方針等に基づき、令和6年度コンプライアンス推進計画を策定 ○年度研修計画を策定し、役員に対しては年1回、職員に対しては年4回以上コンプライアンス研修を実施 ○チェックリストによりコンプライアンス遵守状況を確認するなど、理解促進及びコンプライアンスに係る気運を醸成	
(エ) 通報者の保護に配慮し、通報しやすい仕組みを備えた内部・外部の窓口設置	対応済	○公益通報処理要綱を策定し、通報者保護について規定 ○内部通報窓口に加え、法律事務所による外部通報窓口を併用。外部通報窓口に男女を配置し、対応者を選択できる体制や匿名による通報を可能にするなど、通報しやすい仕組みを構築	対応済	○公益通報処理要綱を策定し、通報者保護について規定 ○内部通報窓口に加え、法律事務所による外部通報窓口を併用。外部通報窓口に男女を配置し、対応者を選択できる体制や匿名による通報を可能にするなど、通報しやすい仕組みを構築	対応済	○公益通報規程において、通報者保護について規定 ○内部通報窓口に加え、法律事務所による外部通報窓口を併用。外部通報窓口に男女を配置し、対応者を選択できる体制や匿名による通報を可能にするなど、通報しやすい仕組みを構築 (運営委員会は手話対応も実施)	対応済	○公益通報規程において、通報者保護について規定 ○内部通報窓口に加え、法律事務所による外部通報窓口を併用。外部通報窓口に男女を配置し、対応者を選択できる体制や匿名による通報を可能にするなど、通報しやすい仕組みを構築 (運営委員会は手話対応も実施)	
③ 適切な計画・予算・契約・調達についての内部統制・外部チェックの仕組みの構築									
国際スポーツ大会は、大きな社会的影響力を有する、公共性の高いものであり、また多くのステークホルダーから協賛金、寄附金等の資金も受領して活動しており、その資金を管理する大会運営組織のガバナンスの整備においては、公正妥当と認められる会計の原則にのっとり会計処理を行うことが重要である。									
(ア) 契約・調達制度の構築	対応済	○財務規程、契約・調達委員会設置要綱及び契約・調達案件等に係る理事会への付議基準を策定 ○工事、設備、物品、役務等の契約・調達業務が円滑かつ合理的に行われるため、これらに関する手続きを定める契約・調達規則及び契約・調達細則を策定	対応済	○財務規程、契約・調達委員会設置要綱及び契約・調達案件等に係る理事会への付議基準を策定 ○工事、設備、物品、役務等の契約・調達業務が円滑かつ合理的に行われるため、これらに関する手続きを定める契約・調達規則及び契約・調達細則を策定	対応済	○事業団財務規程のほか、財務契約検討会運用規程を策定 ○事業団契約事務要綱に基づき、工事、設備、物品、役務等の契約・調達業務を円滑かつ合理的に実施	対応済	○事業団財務規程のほか、財務契約検討会運用規程を策定 ○事業団契約事務要綱に基づき、工事、設備、物品、役務等の契約・調達業務を円滑かつ合理的に実施	
(イ) 契約と調達を、収入・支出の両面において事前・事後に内容・プロセス等を監督する、外部の専門家を含む契約・調達管理委員会を設置	対応済	○契約・調達行為の公正性、経済性及び透明性の確保を図るため、外部委員（弁護士、公認会計士）が参画する「契約・調達委員会」を設置 ○外部からの重層的なチェックを実施するために、外部委員が参画する「契約・調達管理会議」を東京都・日本陸上競技連盟・東京2025世界陸上財団で共同設置	対応済	○契約・調達行為の公正性、経済性及び透明性の確保を図るため、外部委員（弁護士、公認会計士）が参画する「契約・調達委員会」を設置 ○外部からの重層的なチェックを実施するために、外部委員が参画する「契約・調達管理会議」を東京都・日本陸上競技連盟・東京2025世界陸上財団で共同設置	対応済	○適正な契約手続を担保し、ガバナンスを確保するため、「財務契約検討会」を設置するとともに、弁護士に相談できる体制を構築 ○外部からの重層的なチェックを実施するために、外部委員が参画する「契約・調達管理会議」を東京都、ろうあ連盟、運営委員会及び東京都スポーツ文化事業団で共同設置	対応済	○適正な契約手続を担保し、ガバナンスを確保するため、「財務契約検討会」を設置するとともに、弁護士に相談できる体制を構築 ○外部からの重層的なチェックを実施するために、外部委員が参画する「契約・調達管理会議」を東京都、ろうあ連盟、運営委員会及び東京都スポーツ文化事業団で共同設置	

大会運営組織のガバナンス チェックリスト	東京2025世界陸上競技選手権大会・大会運営組織				第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025・大会運営組織			
	前回：対応状況	前回：対応内容	対応状況	対応内容	前回：対応状況	前回：対応内容	対応状況	対応内容
(ウ) マーケティング業務の委託等に関する方式の検討経緯や選択理由等の公表	対応予定	○利益相反問題の防止のため、スポンサー確保では公募など透明性の高い手法を検討	対応済	○「スポンサーシップ販売方針」において、財団による直接販売を行い、カテゴリーごとに公募のうえ、協賛金額による入札を実施（入札額が大きい企業を選定）することを明記 ○スポンサー契約にあたっては、外部有識者も含む財団内の契約・調達委員会及び東京都・日本陸上競技連盟・東京2025世界陸上財団で共同設置する契約・調達管理会議において、入札前・入札後の状況を確認し、契約手続きの妥当性・公正性を担保したうえで、全件を理事会で決定し、契約者及び入札参加者数を公表	対応予定	○スポンサーの選定方針を理事会に付議し透明性を確保するとともに、マーケティング業務（スポンサーの交渉・決定）は委託せず、準備運営本部が直接行う予定	対応済	○「協賛要綱」や「企業及び団体等との対応指針」を策定し、コンプライアンスを遵守しながら募集等の手続きを実施 ○協賛契約に当たっては、外部有識者も含む都・連盟・運営委員会・準備運営本部の四者で構成される契約・調達管理会議での確認を経ることで、契約の手續等の公正性、公平性及び透明性を担保したうえで、契約を締結し、契約者の概要及びカテゴリを公表
(エ) 内部監査、監事監査、会計監査人監査の連携による「三様監査体制」の構築（特に内部監査部門と監事・会計監査人が連携できる仕組みの構築）	対応済	○監査室を中心に、監事・会計監査人が密に連携した三様監査体制を構築し、監査機能を強化 ○四半期に一度、監事、会計監査人及び監査室でリスク認識や監査状況等について三様監査意見交換会を実施	対応済	○監査室を中心に、監事・会計監査人が密に連携した三様監査体制を構築し、監査機能を強化 ○四半期に一度、監事、会計監査人及び監査室でリスク認識や監査状況等について三様監査意見交換会を実施	対応済	○監査室を中心に、監事・監査法人が密に連携した三様監査体制を構築し、監査機能を強化 ○年2回、監事、監査法人及び監査室でリスク認識や監査状況等について意見交換を実施	対応済	○監査室を中心に、監事・監査法人が密に連携した三様監査体制を構築し、監査機能を強化 ○年2回、監事、監査法人及び監査室でリスク認識や監査状況等について意見交換を実施
(オ) 不正の未然防止、早期発見のためのリスクアプローチの監査手法の導入	対応予定	○監事、会計監査人及び監査室の三者がそれぞれリスクを評価し、リスクが高いと想定される事項を優先して監査を今後実施予定	対応済	○監事、会計監査人及び監査室の三者がそれぞれリスクを評価し、リスクが高いと想定される事項を優先して監査を実施	対応予定	○監事、監査法人及び監査室の三者がそれぞれリスクを評価し、リスクが高いと想定される事項を優先して監査を今後実施予定	対応済	○監事、監査法人及び監査室の三者がそれぞれリスクを評価し、リスクが高いと想定される事項を優先して監査を実施
④利益相反に伴う問題の防止								
利益相反取引の適切な管理は、法令上求められる遵守事項である。利益相反取引が組織の利益や公正性を損なう問題を防ぐことが、大会運営組織のガバナンス上、重要である。 特に、企業等からの出向者受入れに関しては、当該出向者が有する高度な専門性を大会準備等に生かせる一方、利益相反問題が生じるリスクを内包することから、適切な対応が求められる。								
(ア) 国際スポーツ大会の特性等を踏まえた利益相反取引に関する規程の制定	対応済	○公平性・公正性を確保するため利益相反管理規程を策定 ○利益相反取引等の適用対象者、基本原則及び管理体制等について規定	対応済	○公平性・公正性を確保するため利益相反管理規程を策定 ○利益相反取引等の適用対象者、基本原則及び管理体制等について規定	対応済	○公平性・公正性を確保するため、利益相反マネジメントポリシーを策定 ○利益相反取引等の適用対象者、基本原則及び管理体制等について規定	対応済	○公平性・公正性を確保するため、利益相反マネジメントポリシーを策定 ○利益相反取引等の適用対象者、基本原則及び管理体制等について規定
(イ) 人材登用における、専門性を有する人材の直接雇用の活用等、民間企業からの出向者受入れに頼らない工夫。出向者を活用せざるを得ない場合における、ポストや業務内容、権限の公表等	対応予定	○民間企業等からの出向者受け入れについては、その必要性を精査し、受け入れる場合は、業務内容及び権限等を公表予定	対応済	○専門人材の直接雇用については、R6.4.1以降順次採用を実施。民間企業等からの出向者受入れについては、その必要性を精査し、受け入れる場合は、業務内容及び権限等を公表予定	対応予定	○民間企業等からの出向者受け入れについては、その必要性を精査し、受け入れる場合は、業務内容及び権限等を公表予定	対応済	○R6.4.1以降順次固有職員の採用を実施 ○採用等に当たっては、コンプライアンス統括責任者及び外部有識者で構成される利益相反マネジメント委員会において、採用や配置についての適正性を審査
(ウ) 利益相反の該当性をチェックできる仕組みの構築	対応済	○理事会等から独立した第三者審査委員会を設置 ○契約・調達や職員採用等の実施に当たって利益相反の該当性がある場合、第三者審査委員会が必要な調査を行い、適正性を審査	対応済	○理事会等から独立した第三者審査委員会を設置 ○契約・調達や職員採用等の実施に当たって利益相反の該当性がある場合、第三者審査委員会が必要な調査を行い、適正性を審査	対応済	○理事から独立した利益相反マネジメント委員会を設置 ○契約・調達や職員採用等の実施に当たって利益相反の該当性がある場合、利益相反マネジメント委員会が必要な調査を行い、適正性を審査	対応済	○理事から独立した利益相反マネジメント委員会を設置 ○契約・調達や職員採用等の実施に当たって利益相反の該当性がある場合、利益相反マネジメント委員会が必要な調査を行い、適正性を審査
(エ) 利益相反取引に関し、役職員への継続的な教育や取引の適正性を管理できる仕組みの構築	対応済	○役職員から着任時に利益相反に関する自己申告書を徴取 ○役職員に対してコンプライアンス研修を実施するとともに、四半期ごとに利益相反管理チェックシートにより遵守状況を確認 ○ガバナンス担当理事及び外部有識者で構成される第三者審査委員会において、利益相反取引等に該当する恐れがある場合等は、当該案件の適正性を審査	対応済	○役職員から着任時に利益相反に関する自己申告書を徴取 ○役職員に対してコンプライアンス研修を実施するとともに、四半期ごとに利益相反管理チェックシートにより遵守状況を確認 ○ガバナンス担当理事及び外部有識者で構成される第三者審査委員会において、利益相反取引等に該当する恐れがある場合等は、当該案件の適正性を審査	対応済	○役職員から着任時に利益相反に関する自己申告書を徴取 ○役職員に対してコンプライアンス研修を実施するとともに、四半期ごとに利益相反管理チェックシートにより遵守状況を確認 ○コンプライアンス統括責任者及び外部有識者で構成される利益相反マネジメント委員会において、利益相反取引等に該当する恐れがある場合等は、当該案件の適正性を審査	対応済	○役職員から着任時に利益相反に関する自己申告書を徴取 ○役職員に対してコンプライアンス研修を実施するとともに、四半期ごとに利益相反管理チェックシートにより遵守状況を確認 ○コンプライアンス統括責任者及び外部有識者で構成される利益相反マネジメント委員会において、利益相反取引等に該当する恐れがある場合等は、当該案件の適正性を審査
⑤情報公開の仕組みの構築								
都が関与する国際スポーツ大会は、大きな社会的影響力を有する、公共性の高いものであると考えられる。その大会運営組織が開示する情報は、都民との信頼関係を醸成するために、重要である。								
(ア) 法定事項に加え、理事会の意思決定プロセス等、組織の重要な決定や世の中の関心の高い事項に関する、積極的な情報発信	対応済	○法令に基づき開示が求められる情報以外についても主体的に開示（理事会議事録等）	対応済	○法令に基づき開示が求められる情報以外についても主体的に開示（理事会議事録等）	対応済	○法令に基づき開示が求められる情報以外についても主体的に開示（理事会議事録等）	対応済	○法令に基づき開示が求められる情報以外についても主体的に開示（理事会議事録等）
(イ) 都の条例に準じた情報公開制度を導入する等、公開を基本としつつ、非公開とする必要がある情報については、その理由を含め考え方を丁寧に説明	対応済	○都の条例に準じて、情報公開規程を策定 ○非開示の場合は非開示理由を記載するよう規定	対応済	○都の条例に準じて、情報公開規程を策定 ○非開示の場合は非開示理由を記載するよう規定	対応済	○都の条例に準じた、事業団情報公開要綱に基づき実施 ○非開示の場合は非開示理由を記載するよう規定	対応済	○都の条例に準じた、事業団情報公開要綱に基づき実施 ○非開示の場合は非開示理由を記載するよう規定

大会運営組織のガバナンス チェックリスト	東京2025世界陸上競技選手権大会・大会運営組織				第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025・大会運営組織			
	前回：対応状況	前回：対応内容	対応状況	対応内容	前回：対応状況	前回：対応内容	対応状況	対応内容
(ウ) 非公開情報についても、情報公開とは別の方法で、その公正性を担保できる仕組みを構築	対応済	○ガバナンス担当理事及び外部有識者から構成される第三者審査委員会において、開示請求に係る非開示情報の業務の妥当性を審査できる仕組みを構築	対応済	○ガバナンス担当理事及び外部有識者から構成される第三者審査委員会において、開示請求に係る非開示情報の業務の妥当性を審査できる仕組みを構築	対応済	○情報開示に関しての知識等のある者や外部有識者から構成される情報公開審査会において、開示請求に係る非開示情報の業務の妥当性を審査	対応済	○情報開示に関しての知識等のある者や外部有識者から構成される情報公開審査会において、開示請求に係る非開示情報の業務の妥当性を審査
⑥危機管理及び不祥事対応体制の構築								
大会運営組織は、公共性を有する組織としての強い自覚を持ち、不祥事又はその疑いを察知した場合は、速やかに調査を行い、確かな再発防止を図る責務がある。								
危機管理マニュアルを策定した上での、有事のための危機管理体制の構築及び不祥事発生時の最適な調査体制の構築並びに大会運営組織の解散後も含めた、具体的な対応方針等に係る関係当事者間の事前整理	対応済 (一部対応予定)	○不祥事発生時の報告体制及び調査体制等をコンプライアンス規程に明記 ○個々のリスクの発生可能性や影響力、対応策等について危機管理マニュアルを策定予定	対応済	○不祥事発生時の報告体制及び調査体制等をコンプライアンス規程に明記 ○個々のリスクの発生可能性や影響力、対応策等について危機管理マニュアルを策定	対応済	○不祥事発生時の報告体制及び調査体制等をコンプライアンス規程に明記 ○個々のリスクの発生可能性や影響力、対応策等について危機管理マニュアルを策定	対応済	○不祥事発生時の報告体制及び調査体制等をコンプライアンス規程に明記 ○個々のリスクの発生可能性や影響力、対応策等について危機管理マニュアルを策定
⑦懲罰制度の構築								
役職員等に対して、法令、定款・規程等の内規、行動規範等を遵守させ、大会運営組織における秩序維持を図るためには、違反行為を対象とする懲罰制度の構築が重要である。								
禁止行為、処分対象者、処分内容及び手続等に関する、実効性を備えた懲罰規程の策定及び周知	対応済	○役員等懲罰規程、職員懲罰規程、役員等懲罰指針、職員懲罰指針等を策定 ○コンプライアンス研修等で組織内に周知	対応済	○役員等懲罰規程、職員懲罰規程、役員等懲罰指針、職員懲罰指針等を策定 ○コンプライアンス研修等で組織内に周知	対応済	○処分事由、処分内容は事業団就業規則に明記。処分手続等について懲戒審査委員会要綱を策定 ○コンプライアンス研修を実施し組織内に周知	対応済	○処分事由、処分内容は事業団就業規則に明記。処分手続等について懲戒審査委員会要綱を策定 ○コンプライアンス研修を実施し組織内に周知
⑧その他大会の特性等を踏まえ必要と認められる取組								
その他大会の特性等を踏まえ必要と認められる取組	対応済	○職員が、法令等を遵守し、公正で責任ある行動をとるよう「職員行動規範」を策定し、公表	対応済	○職員が、法令等を遵守し、公正で責任ある行動をとるよう「職員行動規範」を策定し、公表	対応済	○職員が、法令等を遵守し、公正で責任ある行動をとるよう「職員行動規範」を策定し、公表	対応済	○職員が、法令等を遵守し、公正で責任ある行動をとるよう「職員行動規範」を策定し、公表

2.国際スポーツ大会を通じ東京の発展に寄与		*国際スポーツ大会への東京都関与のガイドライン/第3の2						
国際スポーツ大会を通じ東京の発展に寄与	対応済	○「世界最高峰の大会に直接触れる機会」「東京ブランドの発信」等、東京の発展に寄与する観点を盛り込んだ大会開催ビジョンを策定（今後、大会ビジョンを踏まえた、開催基本計画を策定し、関係者等と連携して東京の発展に資する取組を具体化）	対応済	○2023年11月に「世界最高峰の大会に直接触れる機会」「東京ブランドの発信」等、東京の発展に寄与する観点を盛り込んだ開催基本計画を策定（取組の具体化に向けて準備を進めている） →取組内容については別紙にて説明	対応済	○「世界に、そして未来につながる大会へ」「誰もが個性を活かし力を発揮できる”共生社会の実現」等、東京の発展に寄与する観点を盛り込んだ大会ビジョンを策定（今後、大会ビジョンを踏まえた、開催基本計画を策定し、関係者等と連携して東京の発展に資する取組を具体化）	対応済	○2023年11月に「世界に、そして未来につながる大会へ」「誰もが個性を活かし力を発揮できる”共生社会の実現」等、東京の発展に寄与する観点を盛り込んだ開催基本計画を策定（取組の具体化に向けて準備を進めている） →取組内容については別紙にて説明

3.都民と共に大会を作り上げていくため参画機会を確保		*国際スポーツ大会への東京都関与のガイドライン/第3の3						
都民と共に大会を作り上げていくため参画機会を確保	対応済	○大会開催ビジョンにおいて、「アスリートを中心にすべてのステークホルダーが主役として大会運営に参画」することを明記（今後、大会ビジョンを踏まえた、開催基本計画を策定し、都等、関係者と連携して都民参画に向けた取組を具体化）	対応済	○2023年11月に「アスリートを中心にすべてのステークホルダーが主役として大会運営に参画」することを明記した開催基本計画を策定（取組の具体化に向けて準備を進めている） →取組内容については別紙にて説明	対応済	○大会ビジョンにおいて、「あらゆる人が協働した大会運営や子どもたちの参画など、多様な視点を大切にしたい大会運営をめざす」と明記（今後、大会ビジョンを踏まえた、開催基本計画を策定し、都等、関係者と連携して都民参画に向けた取組を具体化）	対応済	○2023年11月に「あらゆる人が協働した大会運営や子どもたちの参画など、多様な視点を大切にしたい大会運営をめざす」と明記した開催基本計画を策定（取組の具体化に向けて準備を進めている） →取組内容については別紙にて説明

1. 適切なガバナンスの確保

※ 昨年度より進んだ取組について記載

【世界陸上】

①大会運営組織における適切な役員等の選任と体制整備

- ・2024年4月20日の評議員会において、弁護士や公認会計士などで構成した「公益財団法人東京2025世界陸上財団役員等候補者選考委員会」を財団に設置
- ・役員等の選任に係る考え方や基本方針、役員等に求められる資質、男女双方の割合を40%以上、外部理事の割合を25%以上とすることなどを定める「公益財団法人東京2025世界陸上財団 役員等選任方針」を策定・公表
- ・理事会は「設立時 役員等選任方針」及び「公益財団法人東京2025世界陸上財団 役員等選任方針」に基づき、必要不可欠かつコンパクトで機能する規模により運営

【役員等規模】理事10名、監事2名、評議員3名（女性委員53%、外部委員67%）

※コンプライアンス担当理事、ガバナンス担当理事、広報・PR担当理事を設置

②継続してコンプライアンスを確保するための仕組みの整備

- ・毎年度、コンプライアンス推進計画を策定し、令和5年度はコンプライアンス委員会を3回開催、令和6年度においても同委員会を2回以上開催予定

③適切な計画・予算・契約・調達についての内部統制・外部チェックの仕組みの構築

- ・契約・調達行為の公正性、経済性及び透明性の確保を図るため、外部委員（弁護士、公認会計士）が参画する「契約・調達委員会」を設置（9月末時点で22回開催・48件審査）
- ・外部からの重層的なチェックを実施するために、外部委員が参画する「契約・調達管理会議」を東京都・日本陸上競技連盟・東京2025世界陸上財団で共同設置（9月末時点で26回開催、67件審査）
- ・「スポンサーシップ販売方針」において、財団による直接販売を行い、カテゴリーごとに公募のうえ、協賛金額による入札を実施（入札額が大きい企業を選定）することを明記
- ・スポンサー契約にあたっては、外部有識者も含む財団内の契約・調達委員会及び東京都・日本陸上競技連盟・東京2025世界陸上財団で共同設置する契約・調達管理会議において、入札前・入札後の状況を確認し、契約手続きの妥当性・公正性を担保したうえで、全件を理事会で決定し、契約者及び入札参加者数を公表
- ・監事、会計監査人及び監査室の三者が意見交換会などで必要な情報共有を行い、連携したうえでそれぞれリスクを評価し、リスクが高いと想定される事項を優先して監査を実施

④利益相反に伴う問題の防止

- ・専門人材の直接雇用については、R6.4.1以降順次採用を実施。民間企業等からの出向者受入れについては、その必要性を精査し、受け入れる場合は、業務内容及び権限等を公表予定

【デフリンピック】

①大会運営組織における適切な役員等の選任と体制整備（連盟）

- ・ろうあ連盟デフリンピック運営委員会委員の選任にあたっては、委員に求められる資質などを定める「デフリンピック運営委員選考規程」を策定するとともに委員の選任理由等に関する情報を公表
- ・運営委員等が法令等の遵守はもとより公正で責任ある行動をとるよう「役員等行動規範」を策定し公表
- ・役員等行動規範をはじめ、法令並びに定款、各種規程等を遵守し、公正かつ誠実に職務を全うすることの誓約書を策定し公表
- ・運営委員等から誓約書を徴取

②継続してコンプライアンスを確保するための仕組みの整備（事業団）

- ・毎年度、コンプライアンス推進計画を策定し、令和5年度はコンプライアンス委員会を3回開催、令和6年度においても同委員会を2回以上開催予定
- ・年度研修計画を策定し、役員に対しては年1回、職員に対しては年4回以上コンプライアンス研修を実施

③適切な計画・予算・契約・調達についての内部統制・外部チェックの仕組みの構築（事業団）

- ・適正な契約手続を担保し、ガバナンスを確保するため、「財務契約検討会」を設置するとともに、弁護士に相談できる体制を構築
- ・外部からの重層的なチェックを実施するために、外部委員が参画する「契約・調達管理会議」を東京都、ろうあ連盟、運営委員会及び東京都スポーツ文化事業団で共同設置（9月末時点で17回開催・45件審査）
- ・「協賛要綱」や「企業及び団体等との対応指針」を策定し、コンプライアンスを遵守しながら募集等の手続きを実施
- ・協賛契約に当たっては、外部有識者も含む都・連盟・運営委員会・準備運営本部の四者で構成される契約・調達管理会議での確認を経ることで、契約の手続等の公正性、公平性及び透明性を担保したうえで、契約を締結し、契約者の概要及びカテゴリを公表
- ・監事、会計監査人及び監査室の三者が意見交換会などで必要な情報共有を行い、連携したうえでそれぞれリスクを評価し、リスクが高いと想定される事項を優先して監査を実施

④利益相反に伴う問題の防止（事業団）

- ・R6.4.1以降順次固有職員の採用を実施
- ・採用等に当たっては、コンプライアンス統括責任者及び外部有識者で構成される利益相反マネジメント委員会において、採用や配置についての適正性等を審査

世界陸上・デフリンピックに関する取組について

2. 国際スポーツ大会を通じ東京の発展に寄与

【共通】

- ・2023年11月に両大会ともに、東京の発展に寄与する観点を盛り込んだ開催基本計画を策定（世界陸上）

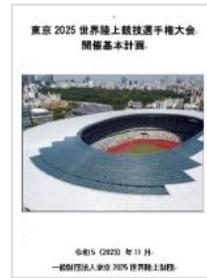
「世界最高峰の大会に直接触れる機会」

「東京ブランドの発信」

（デフリンピック）

「世界に、そして未来につながる大会へ」

「誰もが個性を活かし力を発揮できる”共生社会の実現」



- ・2024年1月に、両大会を通じて都が目指す姿をまとめた基本方針である「ビジョン2025」で掲げた「全ての人々が輝くインクルーシブな街・東京」の実現に貢献するという目標に向け、取り組みの方向性や主要内容等をまとめた取組指針をアクションブックとして策定



- ・発行部数約250万部の「広報東京都 2024年11月号」で両大会の特集記事を組み、大会のレガシーにつながる各取組の実施状況や、大会のレガシーイメージ等を発信



【世界陸上】

- ・大会ロゴとして開催地である東京、日本を象徴するデザインを反映した案を一般公募により選定。『世界-東京-つながる。』をテーマとし、東京の都市コードであるTYOをモチーフとしたデザインを採用



- ・大会1年前となる2024年9月に、東京ドームシティラクアにおいて世界陸上出場アスリート等と記念セレモニーを行うとともに、スポーツ振興に資する陸上の魅力を体験する取組や、祭りがテーマの文化プログラム「TOKYO わっしょい」のプレイベントを実施



【デフリンピック】

- ・2024年11月に実施する選手団団長セミナー（大会1年前に、各国選手団の団長が集まる会議）において、東京産食材や都伝統工芸品、東京の観光資源などのPRを展開（事業団）



- ・デフリンピックフェスティバル（デフリンピックやデフスポーツへの関心・理解の向上を目的として実施）では、きこえる人ときこえない人との協働をとおして共生社会の実現に寄与（連盟）



3. 都民と共に大会を作り上げていくため参画機会を確保

【世界陸上】

- ・キッズ向けロゴ作成体験企画を通じ、子供たちの大会への興味・関心を高める取組を展開。一般公募から選ばれた大会ロゴを2024年5月に公表
- ・小中学生を対象に、「大会を通じて、わたしたちが実現できること」をテーマに意見を聴く、こどもワークショップを2024年8月に国立競技場で開催。今後、意見を踏まえ、大会準備・運営に反映
- ・アスリートや大会関係者、観客へのおもてなし等、あらゆる場面で運営をサポートし、大会を共に創り上げるボランティアについて、募集要項を公表、2024年11月1日より募集開始



【デフリンピック】

- ・大会にとって大切な役割に、次代を担う子供たち（ろう学校含む都内の中高生）が参画する取組として、きこえない大学生がデザインしたエンブレムを子供たちによる投票で決定（連盟）
- ・メダルデザインを決める小・中・高校生によるオンライン投票を行い、全国から8万票を超える投票があった（事業団）
- ・2024年11月には、ボランティアの募集を開始し、障害の有無や年齢などに関わらず、多様な人々が大会のボランティアとして活躍できる機会を提供（事業団）



東京2025
デフリンピック
ボランティア募集



募集期間

2024年11月15日(金)～2025年1月31日(金)